

平成29年度第1回寝屋川市男女共同参画審議会 要約会議録

日時：平成29年6月9日（金）午後2時～4時

場所：市役所本庁2階第一会議室

出席委員：玉井委員長、村上委員、西田委員、星野委員、細谷委員、西尾委員、
松本委員

事務局：長滝谷人・ふれあい部長、澤井人・ふれあい部次長兼人権文化課長、
阪本係長、北田主査、余川、出口

○事務局　ただ今より、平成29年度第1回寝屋川市男女共同参画審議会を開催します。本日は、お忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございます。大束副委員長、林田委員、億委員、濱田委員、川田委員、池野委員は御欠席の報告をいただいています。委員13名中、7名の委員が御出席ですので男女共同参画審議会規則第5条第2項の規定により、審議会は成立していることを御報告します。傍聴の申請者が2名おられます。委員長からお諮りをお願いします。

○委員長　皆様、よろしいでしょうか。それでは、お入りください。

○事務局　これからの議事の進行につきましては、男女共同参画審議会規則第5条第1項の規定により、委員長にお願いいたします。

○委員長　次第1「男女共同参画啓発冊子について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局　前年度、第4回の審議会でお示しした「固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組」の啓発冊子（案）に対し、委員の皆様から多様な御意見をいただきました。皆様の御意見等を踏まえ、事務局で修正した啓発冊子（案）をお配りしています。「資料1 啓発冊子（案）」の修正箇所につきまして、まず、表紙です。丸4番、吹き出しの中の「身近」と、一番下にある寝

屋川市のロゴマークの上の文章一行目の「身近」という言葉のルビの誤りを修正しました。次に1ページの「子育てはお互いが協力・分担し合うもの」の項目で、中段のお父さんと子どもがスマートフォンで遊んでいるイラストを、お父さんと子どもが新聞を読んでいるイラストに変更しました。次に、2ページの「地域の決め事に主体的に参画しましょう」の項目で、吹き出しの中の文章の区切りを変更して読みやすくしました。また、イラストの下に※印で「参画と参加の違い」として、参画は「政策や事業などの計画段階から加わること」、参加は「行事や会合の集まりなどに加わること」、という説明文を追加しました。次に、4ページの「一人ひとりの個性や夢を大切に」の項目で、中段の子どもがハイタッチをしているイラストを、子どもがバスケットボールをしているイラストに変更しました。最後に、5ページのチェック項目ですが、まず、⑦の問いかけの「女性が嫌がっても、その場が盛り上がれば性的ジョークを言ってもよいと思う。」を「男性は、性的ジョークを言ってもよいと思う」に変更しました。次に、⑨の問いかけの「男性の収入で～」の部分で「“主に”男性の収入で～」と、「主に」という言葉を追加しました。説明は、以上です。

○委員長　今の説明について、御意見、御質問があれば、お願いします。

○委員　5ページ9番「結婚したら、主に男性の収入で家計を支えるのがよいと思う」について、1番に合わせて「主に男性の収入で家計を支えるのは、当たり前なことだと思う」に、という御意見もありました。「〇〇するのは当たり前なことだと思う」といった、「当たり前」という言葉は、固定的役割分担の中で、キーポイントになる言葉だと思いますので「〇〇したほうがよいと思う」よりも「主に男性の収入で家計を支えるのは、当たり前なことだと思う」としたほうが、より意識がはっきり炙り出されるのではないかと考えています。

○委員長　私も、ここは指摘させてもらおうと思っていました。

○委員 固定的役割分担は「それが当たり前」「そうになっている」と考える人が多いと思いますので、1番と9番を対にするほうが良いと思います。

○委員長 では、この点について修正をお願いします。

○事務局 わかりました。

○委員 3番の「お手伝いするのがよいと思う」の部分は大丈夫ですか。

○委員長 「よいと思う」という箇所を「当たり前のことだと思う」と、より強い表現に変えるという案が出ていますが、どうですか。

○委員 固定観念のことで、9番では「当たり前のことだと思う」という強い言い方をしたほうが良いという提案だったので、3番も強く言ったほうがいいのか判断がつかなかったもので、聞いてみました。

○委員長 10番も「よいと思う」という箇所があり、これについては「よいと思う」で良いと思いますが、3番はどちらでも良いと思います。はっきりさせるという意味で「当たり前と思う」にしましょうか。

○委員 大変、判断が難しいと思います。1番と9番は、主に家庭の中ですが、3番は「地域」という社会の中なので、「当たり前」まで言うのは少しニュアンスが違う感じがします。

○委員長 「当たり前と思う」にすると、バツにしやすいですね。ひっかける意味で「よいと思う」ぐらいにしておいたほうが良いかもしれませんね。

○委員 さらっと流して、○をつけやすい項目にもなるのではないかと思いますので、委員長の意見に賛成します。

○委員長 「よいと思う」でよろしいですか。他にないでしょうか。

○委員 昨日初めてこの小冊子を拝見させていただきました。市民目線と思って意見を聞いていただきたいのですが、見出しの「あなたの「固定的役割分担意識」を確認しましょう」、最初から読むと「固定的役割分担意識」はネガ

ティブなもので、男女共同参画意識が大事だとわかります。ここで一瞬「これはいいのか、悪いのか」と思ってしまいました。ネガティブな考えを「確認しましょう」というのが、違和感がありました。今までの審議過程はわかりませんが、「あなたには、固定的性別役割分担意識はありませんか…？」のような形のほうがいいのではないかと思います。そもそも「ありますか」「あるでしょう」と、しっかり「確認しましょう」という意味合いに思いました。その下の「あなたの“性別”による固定的な役割分担意識がどのくらいあるかチェックしてみましょう！」という文章も、例えば「「自分は大丈夫」と思っていますか。思うものに○をつけてください。」のほうが、「確認」や「チェック」という少し上からな感じの文言よりも入りやすいと思います。7番「男性は、性的ジョークを言ってもよいと思う」という質問ですが、例えば、6番「男性が育児休暇を取るのをおかしいと思う」と。別におかしくないと思いますが、これも、今まで男性が育児休暇を取らず、女性に任せていた間違った歴史があったので、これからはそうではないということです。9番は、今まで主に男性の収入で女性は家の中で働いてきたという間違った風習がずっと続いてきた歴史の教訓がありますが、7番の性的ジョークに歴史や背景はなく、女性も異性に対して性的ジョークは言うてはならないと思います。だから「異性に対して性的ジョークを言ってもよいと思う」とするほうが、より男女共同参画らしい質問だと思います。

○委員長　　まず第一点は、5ページのタイトルです。「あなたの固定的役割分担意識を確認しましょう」が上から目線というのは、確かにそのとおりだと思います。こういう問い方をすると、固定的性別役割分担意識は、あつてはいけないものだと初めから提示することになり、それで下のチェックをしていくと、正答率が上がるかもしれません。確かに「確認しましょう」は硬いので、

「あなたには、固定的性別役割分担意識はありませんか？」など、より適切な表現を考えたほうが良いと思います。

○委員 仰るように「確認しましょう」は硬いので、取ってしまって「あなたの性別による固定的な役割分担意識チェック」はどうですか。

○委員長 そうなると、下の一行はなくてもいいですね。

○委員 はい。そこの中に、それを入れます。

○委員長 2行目の文案をもう一度お願いします。

○委員 「「自分は大丈夫」と思っていませんか？思うものに、○をつけてください」です。

○委員長 今の御提案、「思うものに○をつけてください」という言葉が、非常に丁寧ですし、その前の「自分は大丈夫と思いませんか」もいい御提案だと思います。「あなたには固定的性別役割分担意識はありませんか」で、下は「「自分は大丈夫」と思っていませんか？思うものに○をつけてください。」という流れとしてもいいかと思いますが、どうでしょうか。

○委員 賛成です。

○委員 今のままでもわかるかなという思いもあり、丁寧に言ったほうがいかなという思いもあって、なかなか判断が付きません。

○委員 本当のところを聞きたいので、漢字がたくさんあるより、他の委員が仰ったように「どう思われますか」や「ありませんか」として、すーっと読んでいただいたら、素直な気持ちが出るのではないかと思います。

○委員 今まで意識していませんでしたが、やはり「確認しましょう」は、少しきつい文言だと思います。「これならやってみようかな」と思える優しい文章ですので、他の委員が提案された文章が良いと思います。

○委員長 「「自分は大丈夫」と思っていませんか？思うものに～」の、

「思う」が少し違うと思いますが、「賛成できるもの」でも少し硬いですね。

「同意できるもの」、これも硬いですね。

○委員 「当てはまるもの」。

○委員長 自分の意見と同じものに○をするので「当てはまる」は、少し違う気がします。「同意する」をもう少し柔らかくできればと思いますが。

○委員 「そうだと思うもの」はどうか。

○委員 上の文章で、「ありませんか」と問いかけをするのに対し、「自分は大丈夫」というのは、自分には固定的役割分担意識がないということですね。

「ありませんか」と言っておきながら「大丈夫と思っていないか」というと、そこで「ん？これは言ったらだめかな」と頭が働く感じも受けたので、「ありませんか」、「そうだと思うものに○をつけましょう。」など、うまくつなげませんか。

○委員長 そのつながりも、確かに引っかかる場所ですね。

○委員 「大丈夫」とは、役割分担意識がないということですね。

○委員長 はい、そうです。

○委員 では、あまり○したらよくないかなと思うかもしれません。

○委員 「あなたには固定的役割分担意識はありませんか」という設問は、大変文章が柔らかくていいと思います。ただ、2行目の説明で「あなたの性別による～」の部分、設問の趣旨を説明する意味で、柔らかくするより、このようにきちんと、わかるように書いたほうがいいと思います。

○委員長 「「自分は大丈夫」と思っていないか？」とせず「以下の項目の中で、そうだと思うものに○をつけてください」とするのはどうですか。

○委員 そこもあわせて考えると、1行目はどうなるでしょうか。

○委員長 「あなたには、固定的役割分担意識はありませんか？」とします。

ただ、「ワガヤネヤガワ」マークをつけて問いにするのは、他のページとは揃わないですが、構わないと思います。

○委員 最初の「あなたには、固定的役割分担意識はありませんか？」を「あなたの固定的役割分担意識はどれくらい？」にし、「固定的役割分担」が2行にわたって出るとしつこいので、2行目はあっさり「当てはまると思うものに○をしましょう」はどうですか。

○委員長 「当てはまるもの」または「そうだと思うものに○をつけてください」だけにして「あなたの固定的役割分担意識はどれくらい？」とするのですね。ただ、○の数が多いほうが要注意ということですが「どれくらい」と聞くと、程度の問題になって、違和感を持つ人がいるかもしれませんね。

○委員 「固定的役割分担意識」をやめて「あなたの考えを確認しましょう」など意識がどれだけ変わるかというか、「あなたの考えを振り返ってみましょう」などとし、「固定的役割分担意識」をキャッチの部分に入れないなら、2行目で「固定的役割分担意識」を入れてもよいと思います。

○委員長 タイトルに「固定的役割分担意識」を入れたほうがよいと思います。仮に「固定的役割分担意識」を取るとして、一体何が変わるのかが、非常に難しいと思います。

○委員 男女共同参画の問題は、女性活躍推進法が進んで国の取組が色々されている一方で、一番問題なのが、男性の意識改革が進んでいないことだと聞きます。そういう意味で「固定的役割分担意識」という言葉は、今後、色々な場面で目につくと思うので、あえて入れたほうがよいと思います。

○委員 1ページ中段に「固定的役割分担意識」の説明があり、ここが一番大事だと思いますが、全体を通して最後に「じゃあ、チェックしましょう」ということで、「固定的役割分担意識」について、冊子を読んだ皆さんはわかる

ので、「性別だけで役割を決めていないですか？」のような、もう少し柔らかくわかりやすい言葉を最後に持ってきてもいいと思います。

○委員長 「言葉が硬いのではないか」や「上から目線ではないか」という指摘については、「性別だけで役割を決めていないですか？」とすると、解決できると思います。次の固定的な役割分担意識も消すという御意見ですか。

○委員 いえ、それは置いておきます。

○委員 1行目の見出しは、これから男性がよく知らないといけない「固定的役割分担意識」という用語が入っていたほうがいいと思います。2行目で、同じ言葉が続くとやかましい感じがするので、2行目「性別だけで役割を決めていませんか」、「そう思うものに○をつけてみましょう」などという感じで、つなげられないかなと思いました。

○委員 私も賛成です。

○委員長 確認ですが「あなたには、固定的役割分担意識はありませんか？」という文章を入れて、下に「性別だけで役割を決めていないですか？そう思うものに○をつけてください」。つながりがおかしいですね。「そう」とすると、前の文章を受けるので、「以下の1から10の項目で、そう思うものに○をつけてください。」となり、長くて2段になってしまいます。今でもかなり詰め詰めな感じですが、レイアウトを考えると長過ぎますか。

○事務局 そうですね。見出しは「あなたには固定的役割分担意識はありませんか？」で、「以下の項目」または「次の①から⑩について、そう思うものに○をつけてみましょう」など、シンプルなほうがいいと考えています。

○委員長 今の事務局案で、よろしいですか。

○委員 いいと思います。

○委員長 せっかく「性別だけで役割を決めていないですか？」という文章

を考えてくださったのですが。

○委員 いえ、2行にわたって同じ文字が入っていて、長過ぎるので。

○委員長 わかりました。では、5ページの7番「異性に対して性的ジョークを言ってもよいと思う」という提案についてです。7番は相当議論をして何回も修正しましたが、同性に対しても性的ジョークを言って嫌な思いをさせることもあると思います。なので「異性に対して」は、少し違うかなと思います。でも、「男性が性的ジョークを言ってもよいと思う」と、「えっ」と思いますね。議論してきたのに実際文字にしてみると、違和感は確かにあります。これをぱっと見た時「女性はいいのか」などと考えるかと思います。

○委員 この項目の文章の作りが「チェックしてみましよう」や、「○をつけてください」と、呼びかけになっていますが「男性は性的ジョークを言ってもよいと思う」という文章を見て「それはだめだ」と思う人は○をつけません。色んな議論の中で特にこの形になったという判断で、あえてこのままでいいと思います。

○委員 網掛けになっており、相当審議もされて新たにこの文言になったのだなと感じました。誰が家事育児をするのか、誰が収入を得て家計を支えるかという部分で男性優位になってしまった間違っただ歴史がありますが、性的ジョークという特に歴史もないもので「男性は」と主語になっているのが、男女共同参画の小冊子の中では違和感を持ちました。ただ、これは意見で提案ではないですし、皆さんの今までの議論の結果ですから、それでいいです。

○委員長 多くの人が初めてこれを手に取り、どういう印象を持つかを考えると、新しい視点での御指摘は、非常にありがたいです。ああでもない、こうでもない議論をしてきて、最終的にこうなりました。他の部分に「女性の」や「男性の」という言葉があるので、あえて「男性は」としています。他に御

提案があれば、お願いします。

○委員 皆さんが作ってきたチェック表の意味合いが変わらないなら、「男性は」を取ってしまうのはどうですか。

○委員長 「固定的役割分担意識」の中で、これに触れるかどうか微妙ですが、男性が権力を持つ場で、「男性が性的ジョークを言っても女性は聞き流さないといけない」とか「嫌な思いをしても嫌だと言えない」力関係が働いていることを前提に議論してきました。歴史的な背景があるかどうかを掘り下げれば、ここで性的ジョークを取り上げるのがふさわしいかどうか、根本を今、問われていて、そういう意味で、非常に貴重な御意見だと思います。

○委員 委員長からの御説明や皆さんの御意見をお聞きして、少しずつ質問項目のバランスがわかってきました。1番から見ていると、今まで女性ばかりがしてきた、または男性ばかりがしてきたこと、それらを取っ払って男女共同参画だと持っていく大事な質問であり、性的ジョークも女性が男性に言うより、男性が女性に言うのがこれまで一般的に多かったことは考えればわかることで、例えば5番「コピーや計算の事務職は女性」という過去の傾向が示されていて、それぞれ「この傾向は間違っている」と、チェックして気づいてもらうためのものなので、そう考えると、これでいいと思います。

○委員 5ページの問いと冊子の中身を確認すると、3ページの「男女が共にイキイキと働ける職場づくり」に該当すると感じたので、男性が性的なジョークを言うことがこの主ではないと思います。性別による固定的役割分担を主な議題とするなら、例えば「女性だから性的ジョークは言われても、当たり前だと思う」や「言われてもおかしくないと思う」のような、セクハラ・パワハラ問わず「職場だから」「女性だから」言っていていいというのがあるかもしれませんが。「男性だから」でなく「女性だから」言われてもいいと思うなどとい

う考え方を書いてもいいかなと思いました。

○委員 7番は他の問いとは異質で、前の議論では取るというところまでいきました。当初は、女性が我慢しなくてはいけないような文章でした。

○委員 「女性が嫌がっても」。

○委員 それを我慢しないといけないという。それで、色んな意見が出て、最終的に「男性が」にすればいいという提案になったと記憶しています。

○委員長 確かにここだけ異質なのでごく議論されました。女性の態度をここに挙げようという議論もありましたが、当初の問いを示してください。

○事務局 「女性が嫌がっても、その場が盛り上がれば、性的ジョークを言ってもよい」です。

○委員長 性的ジョークに関して、実際は飲み会などでセクハラが起こることが多いので、職場に限定されないと思います。職場以外でも色んな場面で、だめだと思います。この問いが、きちんこの前のものに反映させられているものならばですが、必ずしもそうではないですね。

○委員 あっさりと「女性は性的ジョークを言われても、我慢すればいいと思う」または「性的ジョークを言われても女性は我慢していたほうがいいのか」とはどうですか。

○委員長 「女性は、我慢するのがいい」ですか。

○委員 はい。「性的ジョークを言われても、女性は我慢すべきだと思う」。よく「笑って受け流せばいい」という感じで言われます。

○委員長 それは、どういう場合ですか。

○委員 飲み会で「笑ってればいい」とか「適当に流したらいい」などと言われると思うんです。「言われても受け流せばよい」。

○委員 性的ジョークは、何となく昔から「男性は言ってもいい」という感

じになっていますが、女性が我慢するのでなく、男性が言うこと、それ自体がどうなのかという問い方をしたほうが良いと考えます。

○委員 「性的ジョークを言ってもよいと思う」だけではどうですか。

○委員長 「あなたには固定的役割分担意識はありませんか？」というところの問いなので。

○委員 やはり「性的ジョーク」という言葉は、違和感がありますね。喋り言葉なら「エッチなこと」や「猥談」になると思いますが、「性的ジョーク」という言葉の受け取り方が、皆違うと思います。「性的な冗談」も違う気がするし「言ってもよいと思う」を「言っても許される」と変えて、「男性は性的ジョークを言っても許される」はどうですか。

○委員長 性的ジョークが何なのかが、わかりにくいですね。

○委員 性的ジョークがおかしい、わかりにくいとは感じないので、「男性は性的ジョークを言っても許されると思う」でよいと思います。

○委員長 「性的ジョーク」という言葉が一般的な言葉であるとは言えないと思います。

○委員 例えばここに「セクハラ」と入れると、少し違う気がしますし「性的嫌がらせを言う」もしっくりこないですね。

○委員長 日常的に「性的ジョーク」という言葉を使わないですよ。

○委員 「セクハラ発言」はどうですか。

○委員 セクハラがだめなのは大分浸透してきているから、「セクハラ発言をしてもよいと思う」と書いて、「そうだ」とはなりにくいと思います。

○委員長 「性的な冗談」。

○事務局 「冗談を言っても許される」という問いかけと考えています。皆様からも出ました「冗談」や「性的な言動」等の文言に修正したいと思います。

○委員 「性的な発言」はどうか。

○委員長 少し硬いかもしれませんね。実は、この間いを削除してはどうかと思っていました。では、「男性は、性的な冗談を言っても許されると思う。」でいいですか。

○委員 はい、賛成です。

○委員長 では、事務局で修正をお願いします。これが最後のチェックの機会と認めていいですか。

○事務局 できましたら、今回で確定していただけたらと考えています。

○委員長 今日は審議に参加される人数が非常に少ないので、ここで最終チェックしていいのかかなり悩みました。どうでしょうか、皆さん。

○委員 文頭が小さい「っ」で始まってはいけないという「禁則文字」があります。例えば、表紙の①の4行目「携わった」の「っ」から始まっている行があります。幾つかあるので、気をつけていただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 3ページ「男女が共にイキイキと働ける職場づくり」で、イラストがパワハラの説明とかけ離れていると感じました。このイラストではパワハライメージの絵と思おうと思えば思えますが。例えば、過大な要求とともに過小な要求もあります。本人の能力以下の仕事を延々とさせられることや、単に仕事上何か失敗して注意をされることもあります。それはパワハラではないし、職場での嫌がらせがパワハラ趣旨、大きなところだと思うので、このイラストはどうなのかなと思いました。すごく困った感じで、上司がいじめているようにもとれるので、これでいいのかなとも思ったんですが。

○委員長 パワハライラストは、かわるものが見つかりそうですか。

○事務局 他にもイラストが幾つかありました。よく似たイラストになるか

もしれませんが、確認します。

○委員長　では、お願いします。

○委員　この小冊子は、小・中学校で使うことはありますか。

○事務局　公立学校にも配付させていただきます。

○委員長　5ページの10番「将来のため、男の子には勉強を頑張ってもらいたい、女の子はそこそこのよいと思う」。これは、固定的役割分担意識といえるのでしょうか。

○事務局　「男の子には勉強」、「女の子にはそこそこのよい」ということとは、1番や9番から派生した問いで、一つの質問として挙げています。

○委員長　7番と10番が少し異質だという印象だったので確認しました。

○委員　10番はこれでいいと思います。風習として女性があまり社会進出できない国や地域もあり、日本の旧社会では、そういうことがあったわけで、今はなくなってきていますが、まだ引きずっている方も少しはいると思うので、それでいいと思います。

○委員長　他に御意見がなければ、次第2、「女性活躍推進法に基づく推進計画について」を議題とします。事務局から御説明をお願いします。

○事務局　**資料2**「(案)寝屋川市女性活躍推進計画」の冊子をご覧ください。女性活躍推進計画につきましては男女共同参画プランと一体的な策定も可能とされており、本市においても推進計画の内容を2021年度からスタート予定の第5期プランに組み入れ、一体化することを想定していますが、今回は別冊で推進計画の策定を考えています。最初に計画(案)全般にわたる修正箇所について、3ページ「3 基本目標の現状に対する取組」としていましたが、“取組”を“施策”に変更しました。また、3ページから5ページでは「A 現状と課題」、「イ 取組」というタイトルを付していましたが、「イ 取

組」を「イ 施策の方向」に変更しました。理由は、「取組」と表記した場合、前回の審議会での御意見のとおり、より具体的な取組内容を記載すべきと考えました。一方で、ゆくゆくはプランに組み入れることを想定した場合、今般の推進計画の策定にあたり、男女共同参画プランの表現・構成との整合性を考慮したスタイルで表記した方がよいと判断し、「取組」を「施策の方向」に変更したものです。目次をご覧ください。本文の変更に伴い目次の「3 基本目標の現状と課題に対する“取組”」の“取組”を“施策”に変更するとともに、(1)・(2)・(3)の「イ 対応への取組」を「イ 施策の方向」に変更しました。次に、1 ページの下から5行目「基本目標をより一層積極的に取り組むことにより～」を「基本目標達成に向けた取組を一層進めることにより～」に変更しました。また、下から3行目の計画期間と見直し時期の部分につき、より分かりやすくするため簡潔にしました。次に3 ページ、見出しの「3 基本目標の現状と課題に対する“取組”」の“取組”を“施策”に変更しました。合わせて中段の「イ 取組」を「イ 施策の方向」、その下「取組」を「施策の方向」に変更しました。また、施策の方向の「④ 女性の“活用促進”に関する企業への働きかけ」、「女性の“活用促進”に関する情報提供を行います。」の“活用促進”という言葉も“活躍促進”に変更しました。次に、4 ページ中段の「イ 取組」を「イ 施策の方向」、その下「取組」を「施策の方向」に変更しました。また、施策の方向の①の3つ目「男女雇用機会均等法にのっとりた職員の募集・採用を行います。」を削除しました。次に、5 ページ中段の「イ 取組」を「イ 施策の方向」、その下「取組」を「施策の方向」に変更しました。次に、施策の方向⑤「女性活躍推進法に規定する女性の“就業生活”における活躍を推進するための支援措置」の部分の修正が漏れておりますが、文章の中ほど“就業生活”を“職業生活”にご訂正をお願いします。また、

その下「女性の就労や職場での悩みをはじめ幅広い相談内容に応じ、“女性への精神的自立を支援し”ます。」の“女性への精神的自立を支援し”を削除しました。次に、参考資料の8ページ・9ページ「就業生活」という言葉が数か所ございましたが、正しくは「職業生活」となりますので、修正しました。また、最後のページに奥付を追加しました。資料3『「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」、「女性活躍推進法」及び「女性活躍推進計画」の期間について』ですが、西暦の表記誤りを修正しました。最後に資料4『「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」に基づく「寝屋川市女性活躍推進計画」の位置づけ（該当部分）』は資料2の「計画（案）」の修正に合わせ、変更しました。括弧書きの数字の前の“取組”をすべて“施策”に変更しました。次に、右側「寝屋川市女性活躍推進計画（案）」の基本目標Ⅱ「行政内部における男女平等の推進」施策(1)の3つ目「男女雇用機会均等法にのっとりた職員の募集・採用を行います」を削除しました。さらに、基本目標Ⅲ「仕事と生活の調和の推進」施策(5)の「女性の就労や職場での悩みをはじめ幅広い相談内容に応じ、“女性への精神的自立を支援”します。」の“女性への精神的自立を支援”を削除しました。

○委員長　ただ今の説明内容について、御意見・御質問ありますか。

○委員　5ページ「就業」を「職業」に変えるとはどういう意味ですか。「職業生活」と「就業生活」と、どう違うのですか。

○事務局　女性活躍推進法は、「女性の職業生活における」となっています。こちらの誤字で大変申し訳ありません。

○委員　国からおりてきた文章を使っているのですね。了解です。

○委員長　表現をそろえて「職業」に変わっています。

○委員　4ページのイの施策の方向の①の3つ目の文章を削除されていて、

①「採用・配置～」とありますが、採用の説明がないように思います。○が2つ残りましたが、両方とも配置・配属に関することであり、採用に関することが削除されたので、①の「採用」の文言も削除したほうがいいと思います。

○委員長 1つ目の「女性活躍推進法に基づく人材活用の視点に立って、女性職員の職域拡大や、能力開発に努めます。」という文章の中で、女性職員の職域拡大については、採用のことが含まれているのですか。

○事務局 はい。この内容は、第4期寝屋川男女共同参画プランの取組をそのまま落とし込んだ内容ですので、含まれております。

○委員 職域拡大の中に採用が、入っているのですね。わかりました。

○委員 3ページで検討と課題があり、3段落目に起業、4段落目に就業支援があります。内容を順番に書くのであれば、上の3段落目を4番目にするか就業支援の下にして、上と下の順番を合わせるとわかりやすいと思います。

並び方は、上にまず起業の話があり、次に就業の説明がありますが、施策の方向を見ると、最初に就業に関する話があり、起業が3番目なので、アの説明の中の起業は、就業支援の下にしたほうがわかりやすいかと思いました。

○委員 真ん中の「また」から「仕組みづくりが必要です。」までの3行を最下段に持ってくると、施策の方向の順番と合うと思います。

○委員 そうですね。ありがとうございます。

○事務局 現状・課題・施策の並びについての御意見をいただきましたが、現状と課題の3行目から4行目は、施策の方向①、②と支援する取組を進めるということで対比させています。また、下段は、施策の方向の③番となります。施策の方向④、⑤は、下から3行目の現状と課題の内容に対比させています。

○委員長 私も、事務局と同じように読んでいました。

○委員 下から3行目が、施策の方向④、⑤に該当するのですか。

○事務局　　そうです。現状と課題の下から3行目で「女性の就業支援」という言葉が入っているので御意見をいただいたのかと思いますが、その部分の「就業支援」は、施策の方向の①、②の項目ではありません。

○委員　　現状と課題の最初の3行が、言葉足らずのような気がします。

○委員長　　御指摘のように、①、②の文章としては上の現状と課題が少ないかもしれません。とすれば、どんな内容を含めたらよろしいですか。

○委員　　最初の2行で現状、「進める必要があります。」の部分が、3つのカテゴリで出てきて、それぞれが下の施策の方向につながっていると読み取ったので、特に手直しをする必要はないと思います。内容についての意見はたくさんありますが、構成に関しては、おかしいとは感じませんでした。

○委員長　　実際に寄せられる相談が何なのか、『ふらっとねやがわ』に寄せられていることも含め、具体的な寝屋川市の課題をもっと出してほしいと以前からずっと思っています。市の施策として出すなら、現状と課題について、一般的な話ではなくもっと寝屋川市に根づいたものが含まれる必要があると思うので、一度そういう機会を持たせてもらえればと、前回示させていただきました。現状と課題の構成は、この順番で構わないと思います。もっと踏み込んだ内容にしてもらいたいと思います。

○委員　　参考資料8、9ページ「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要（平成27年9月25日閣議決定）」は、内閣府男女共同参画局のホームページのものがそのままついているという認識でよろしいですか。

○事務局　　はい、そのとおりです。

○委員　　最初のタイトルは、ホームページでは「基本方針等の策定」ではなく「基本方針の位置付け」です。なぜ文言が違っているのですか。

○事務局　　すみません。事務局の誤字です。御指摘のように正式には「基本

方針の位置づけ」です。次回、修正分をお示しします。

○委員 内閣府のホームページのものが載っているのであればもう一点、9ページの第3部「女性の職業生活における活躍を推進に関する」という部分の「職業生活における活躍“の”推進に関する」ですね。そのままコピーしたのではなく、ワード等にされたときに起きたのかもしれませんが、そのままであれば、そのままをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。修正させていただきます。

○委員 6ページ(3)「寝屋川市立男女共同参画推進センター（ふらっとねやがわ）」の充実の部分で、5つの機能となっています。その【支援】の中に、「研修室・会議室の貸出」とありますが、「ふらっとねやがわ」のパンフレットには、「活動・交流支援」として「登録団体やグループ・個人の自主活動やネットワークづくりの支援」が書かれています。この【支援】が、研修室、会議室の貸出しだけではなく、色んな団体等の支援もされていて大事なことなので、もう少し入れたほうがいいと思います。

○事務局 はい、幾つか可能な限り文言を入れます。

○委員 6ページについて、今の御意見のように「寝屋川市立男女共同参画推進センター」の部分には、学習、交流、支援、情報、相談という5つの機能と書かれています。第4期プランでは、6つの機能となっていて、「ふらっとねやがわ」のパンフレットとも文言が少し違います。学習ではなくて、講座、交流ではなくて、活動・交流支援、一時保育という事業の枠も載っているので、パンフレットと、推進計画と第4期プランに書かれている「ふらっとねやがわ」の説明が微妙にずれているのは、市民には大変わかりにくいのではないかと思います。何を基にパンフレットが作られているかにも関わってくると思うので、再確認していただきたいです。「ふらっとねやがわ」の充実は、

非常に大事だと思います。5つの機能と6つの機能では、市民の受け取り方は随分違いますし、交流と交流支援では違うので、再度御検討をお願いします。

○事務局 男女共同参画プランとの整合性を図り、文言整理をします。

○委員 大きな方向性を決めるのが活躍計画だと思いますが、施策の具体的なものは、どの時点でどう決まっていくか、流れを教えてください。

○事務局 女性活躍推進法（以下、「女活法」）に基づく活躍計画を策定するのは任意です。行政と一般企業が、内部で女性職員・社員の活躍を図るための計画を作るのが、女活法です。民間企業が策定するのが「一般事業主行動計画」で、行政が策定するのが「特定事業主行動計画」です。「これを策定しなさい」などという外部からの啓発ではなく、内部からというのがこの法律の趣旨で、平成28年4月に施行された10年間の時限立法です。推進計画（案）7ページに「基本方針等の策定」の枠があります。「●地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定」することが、努力義務となっています。つまり、行政は作っても作らなくてもいいという位置づけです。条文にこの1行が載っています。それを受けて「寝屋川市女性活躍推進計画（案）」をお示ししました。全国的に、既にこの推進計画は、寝屋川市でいう第4期ねやがわ男女共同参画プランですが、各市町村とも、既にプランを策定していますので、今さら推進計画を作る必要性はないというのが、国の立場です。女活法ができたことで、推進計画の策定が努力義務として位置づけられています。他市の推進計画の策定の仕方は、各市が策定しているプランの年数が5年や10年など、期間がありますので、改訂時期に合わせて、女活法に基づく推進計画を包含した形で策定しています。本市の第4期プランは、期間があと3年あるので、それを待って包含した形で策定するよりも、この法律ができたことで、寝

屋川市としても男女共同参画社会を目指した地域づくりを目指していますので、プランの改訂時期を待たず、別冊で推進計画を策定するというごこと、お示ししています。プランの改訂時期にはこの別冊が「第5期ねやがわ男女共同参画プラン」に包含されることとなります。

○委員　この冊子で方向性を作って、それを今後どう実現化していくのか、どのようなスパンで進んでいくのかを教えてください。

○事務局　資料3の帯の真ん中、女活法は平成28年度からで、10年の時限立法です。その上、第4期プランが、平成23年度から平成32年度の10年です。一番下の帯、女活法に基づく推進計画が平成30年度からとすると、女活法の平成37年度までの10年とあわせて見ると8年間の寿命です。第4期プランが平成32年度までなので、策定に向けた市民意識調査を平成31年度か32年度に実施する予定です。その結果をもって、第5期プランの策定に向けて御審議いただき、平成33年度から第5期プランが始まります。このタイミングで女性活躍推進計画が男女共同参画プランと一体化するので、この別冊は3年間の寿命となり、平成33年度から始まる第5期プランの中に組み込まれることとなります。具体的な推進計画は、第5期プランに盛り込まれるというスケジュールです。

○委員長　今年度中になど、いつこの推進計画の土台を作るのかも含めて、細かいタイムスケジュールをもう一度説明していただけますか。

○事務局　推進計画自体は、平成30年4月から施行予定ですので今年度中に、推進計画の策定を目指します。平成30年度～32年度は、この推進計画をもって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を女活法に基づいて実施する予定です。

○委員　4ページ「採用・配置における男女平等の推進」の施策の方向の①で、職域拡大の中に採用が入っているとのこと、一旦は納得しましたが、その前に「女性職員の職域拡大」とあり、「女性の職域拡大」なら採用も含まれる

気がしますが、職員になっている女性の職域拡大となっています。男女雇用機会均等法の文章が削除された分、採用の項目も○を1つ作ったほうが良いと思います。自分の採用のチャンスを考える市民の方もいると思いますので。この場合、職域拡大だけでは、採用をカバーできないと思います。

○委員長 確かに「女性職員の」と、既に職員になっている人を指していて、採用された後の職域拡大ととれる文章なので、採用が入っていませんね。両方とれないこともないですが、はっきりと採用とは読みにくいと思います。

○事務局 文言整理をさせていただきます。

○委員 2ページ「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」の第1条、目的の下5行「働く場面において」から「早急に求められています。」までは、基本方針前文の1、2ページの部分を要約しているのではないかと思います。2点要望があります。まず、2行目「女性の希望に応じた働き方ができるよう」ですが、基本方針の中では「働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方ができるよう」と謳われています。「女性の希望に応じた働き方」といえば、都合に合わせて「短時間がいい」とか「昼から休みたい」というふうに受けとったので、きちんと方針のとおり「働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方ができるよう」とするほうが良いと思います。もう一点は、4行目「多様な人材確保に対応していくために、活躍の推進が早急に」の部分、人手不足と読み取れると思います。基本方針の中には「人材の多様性を確保し」とあり、「多様な人材確保に対応していく」と「人材の多様性を確保し」では少し意味合いが違ふと感じました。特に、基本方針の中では「人材の多様性を確保し、新たな価値を創造する」と、これから働いていくために必要な文言が含まれていますので、是非、推進計画に入れていただきたいです。

○委員 国の施策の中で、7ページ「事業主行動計画の策定等」の四角の中

の2つ目「上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする」と、「定量的目標」や「取組内容」という言葉があります。5ページの5番「女性の就労や職場での悩みをはじめ幅広い相談内容に応じます。」という文言で、もう少し国が言っているような具体性を持った多少定量的な施策が、反映されませんか。定量的な方向づけは、難しいですか。

○事務局 御指摘の部分は「特定事業主行動計画」を策定する内容です。御提案したのは「推進計画」ですので、5ページの支援措置の項目は、7ページの下「女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置」に該当します。

○の1つ目「国は職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。」。これを推進計画の5ページの⑤でお示ししました。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員 「寝屋川市特定事業主行動計画」は、ホームページにもアップされています。是非、委員の皆様に参加として提供していただきたいです。

○事務局 以前にもお示ししましたが、改めて皆様にお配りします。

○委員長 本日の御意見等を踏まえ、第2回審議会で改めて計画案を事務局から示していただき、審議をしていきます。次第「その他」について、事務局から何かありますか。

○事務局 次回の審議会日程について、皆様に日程調整表をお配りしました。第2回男女共同参画審議会は、ご覧の日程内で調整したいと考えていますのでよろしくをお願いします。

○委員長 委員の方から、何かございますか。なければ、本日の会議はこれで閉会します。皆様どうもありがとうございました。

午後4時12分 閉会